

第十九回国会 衆議院 法務委員会 議録 第五十六号

昭和二十九年五月十五日(土曜日)
午後零時三十分開議

出席委員

委員長 小林 錦君

理事佐瀬 昌三君 理事田嶋 好文君

理事林 信雄君 理事高橋 順一君

理事古屋 貞雄君 理事井伊 誠一君

押谷 富三君 花村 四郎君

本多 市郎君 牧野 寛策君

木原津與志君 佐竹 晴記君

出席國務大臣

法務大臣 加藤録五郎君

出席政府委員

法務政務次官 三浦寅之助君

検事(民事局長) 村上 朝一君

委員外の出席者

判事(最高裁判所事務総長) 五鬼上堅磐君

判事(最高裁判所事務総局民事局長) 関根 小郷君

専門員 村 教三君

専門員 小 貞一君

五月十五日

委員橋本次郎君辞任につき、その補欠として木原津與志君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した事件
裁判所法の一部を改正する法律案
(内閣提出第七九号)

民事訴訟法等の一部を改正する法律案(内閣提出第八〇号)

民事訴訟用印紙法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一一六号)

○小林委員長 これより会議を開きます。

裁判所法の一部を改正する法律案、民事訴訟法等の一部を改正する法律案並びに民事訴訟用印紙法等の一部を改正する法律案、以上を一括議題といたします。

この際民事訴訟法等の一部を改正する法律案外二件審査小委員長より、小委員長報告をいたしたいとの申出がありますので、これを聴取することといたします。民事訴訟法等の一部を改正する法律案外二件審査小委員長林信雄君。

○林(信)委員 この際お許しを得まして小委員会の経過並びに結果について、その概要を御報告申し上げます。小委員会は、設置以来連日開会いたしまして、委員諸君の熱心なる御出席を賜わり、審議を続けられたのであります。付議せられた案の内容については政府の所見をたゞしすはもちろん、在野法曹団体の代表者各位の御出席を得ましてその意見を聴取する等、いろいろ検討を加えて参つた次第であります。その結果昨日、ただいまより申し上げますような、政府提出の改正法案に対する修正案を得るに至つた次第であります。その各法案の修正案はそれ／＼委員長初め委員各位のお手元へすでに刷りものとして配付しておきましたから、小委員会に關係なき各委員にもすでに御了承を賜つておるところであらうと思ひます。

以下簡単にその主要な点について、まず便宜裁判所法の一部を改正する法律案に対する修正案から申し上げます。

れば、その改正案の三十三条の改正規定中、「二十万円」を「十万円」に改める。これは理由を省略いたしますが、簡易裁判所の取扱います訴額は、この線をもつて適当とすると思ひました次第であります。

次に民事訴訟法等の一部を改正する法律案に対する修正案であります。ただいま特に順序変更して申し上げますが、たゞし裁判所法の一部を改正する法律案に対する修正案の關係よりいたしまして、これに關連いたします第二十二條二項の改正規定中、「二十万円」とありますものを「十万円」に改める次第であります。これも理由を申し上げる必要はないかと存じます。

続いて、第四百四十四條以下多数の法文を列挙せられております例の口頭弁論、調書の形式あるいは判決の形式等に關します。要はこれを法律上最高裁判所の規則に譲る趣旨の部分であるわけでございしますが、そのうち政府の所見を明らかにいたしました。修正案に揭げておりますような三箇条は、単にこれを削ることを容認いたしました。これはその後の最高裁判所のルールを必要といたさないというような關係よりいたしまして、その部分の削除を認める趣旨において、この印刷物にありまする通りの修正案とした次第であります。

次は、委員会におきましても、自然小委員会におきましても最も論議の重要にして、かつ主眼的なものになりましたが、三百九十九條一項三号として

掲げられております上告の場合の、原審における上告のスクリーニングに關する規定の一節を、改正案より削るのであります。これは一号、二号と三号とは法の性格を異にいたしました。一号、二号の形式要件に關するものは、これはまだ考ふる余地があるといひました。まず實質要件と見られまするこれらの規定を設けますることにして、きわめて不適当であると考えまして、なおいろいろの点が詳細論議せられたのであります。これを省略いたしました。かように改正案ではその部分だけ削ることにいたしました次第であります。

以下なお四号ぐらゐが印刷物にあげてあるものであります。これはなおおむね調書の形式に關するもので、前に申しました修正案を得ました關係よりいたしまして、牽連してかように修正するに至つた次第であります。特段の理由を必要としないものと存じますので、これを省略いたします。

最後に民事訴訟用印紙法等の一部を改正する法律案に対する修正案であります。これも冒頭申し上げました裁判所法の一部を改正する法律案に対する修正案を得ました結果よりいたしまして、これに牽連いたします訴訟物の価額または請求の額の二十万円とありまするものを十万円に改めまして、以下これを基準にいたしました。これが適当であらうと考へたことがおもなものであります。

その他は引上げの率が多額に及びまするもの、あるいは實際取扱い上金銭の数が端数であるようなものを切れ端のいい金額にいたしました。なおおむね原案よりは減額せられておるのであります。さういふ含みを持ちましてかような修正案を作成いたしました次第であります。

以上をもちまして小委員会の経過並びに結果の御報告をいたします。この機会にあつたため小委員各位の御熱心なる審議に對しまして深甚の敬意を表します。その他の委員におかれましても、非常な御熱意のある御協力を得ましたことを感謝申し上げる次第であります。

○小林委員長 これにて報告は終りました。それではこれより質疑を続けます。質疑の通告がありますから順次これを許します。佐竹晴記君。

○佐竹(晴)委員 すでにいろいろ論議が尽されておりますし、ことに小委員会の意見も発表されましたので、ここでは多くを申し上げることを差控えたと思ひますが、ただ三百九十四條、三百九十九條の關係について少しばかりここに確かめておきたいと考へます。

まず三百九十四條の上告理由中に判例違反を除外した理由はどこにあるのございませうか。

○村上政府委員 昨日の林委員の御質問に對しまして詳細お答えしたところでありまが、現行法の三百九十四條

の「判決力法令ニ違背シタル」という中では、本来判決抵牾、判例違背を含むことは当然であろうと考えておつたのであります。民事上告特例法ができまして、憲法違反、判例抵牾、重要な法律問題というふうな区別をするようになりましてけれども、いずれも現行法の三百九十四条を前提といたしまして、法令違背の中に憲法違背と判例抵牾と重要な法律問題だけはすべて取上げる。その他のものは取上げなくてもいいということであつたのであります。従いまして特例法のもとにおきましても、判例違背は憲法違反と同様に法令違反の一つの場合であります。このたび上告特例法が失効いたしましたと、民事訴訟法の関係におきましては、三百九十四条にもどるわけでありまして、ここに言う法令の違背という中には、もとより判例抵牾を含むという解釈から取入れなかつたわけでありまして、判例に違背するということは、前の判例に示された法令解釈が正しい、原判決の法令解釈が間違つてゐるということなのであります。法令解釈の誤りを主張してゐるわけなのであります。法令違反を理由とするものにはかならない、かような考へ方でありまして、

○佐竹(晴)委員 判例違反は常に法令違反である。御解釈のようであります。が、もしそうだといたしますと、刑事訴訟法の四百五条などと均衡を失ふることではないのであらうか。刑事訴訟法においては、特に判例違反に重きを置いて規定したてゐります。判例違反が常に法令違反であるといひますならば、刑事訴訟法四百五条の第二号、第三号などはまったく必要がないのであ

ります。にもかかわらず特に規定したてゐります趣旨が理解されません。刑事訴訟法と民事訴訟法との間に、この区別を設けなければならぬ特別の理由でもあるといふのでございまして、これを承つておきたいと存じます。

○村上政府委員 刑事訴訟法の四百五条の第二号、第三号の判例違反という言葉も、もとより刑事訴訟法における法令違反の一つの場合と考えるほかはないのであります。第一号に憲法の違反があることとございしますが、これも法令違反の典型的な一つの場合でございします。この二、三の判例に違反するといふ言葉も、法令違反の一つの場合としてあげたものと解するほかはないのであります。法令違反のうちこの一号ないし三号にあげてありますものにつきましては、権利上告と申しますか、当然上告の申立てを認める、その他の法令違反につきましては、四百六条等によりまして当然の上告の権利と認めないといふのが、刑事訴訟法の趣意であらう、かように解釈いたすわけでありまして、

○佐竹(晴)委員 憲法違反が法令違反であるといふことについては私も同感であります。さらに判例違反は常に法令違反であるといふことならば、三百九十四条などの上告は判決に影響を及ぼすことと明らかなる法令の違背あることを理由とするときに限りこれをなすことを得、これで十分ではないでしやうか。憲法の解釈に誤りあるとき、これも法令違反なんです。判例違反の場合もこれは法令違反なんです。こういう判例違反の場合これを除外する、ところが憲法解釈の場合のみこ

に規定を存した、そう特にこれを区別して扱ふなければならぬ理由はどこにあるでございませうか、法令違反といふことが上告の理由の唯一のものだといひますならば、もうそれだけで十分ではないでしやうか。

○村上政府委員 改正案の三百九十四条前段によりまして憲法解釈の誤りあることその他憲法の違背があつた、これが法令違反の一つの場合であることは御意見の通りでございします。改正案は現行法と比較いたしますと、憲法以外に法令につきましては、ある程度上告理由をしぼつてゐるわけにございします。現行法におきましては、判決力法令ニ違背シタルコトヲ理由トストルキニ限リ之ヲ為スコトヲ得とありまして、法令の違反と判決との間に因果関係の可能性があればすべてこれは上告の理由がある、従つて原判決を破棄するといふ理由になるわけでありまして、判決に影響を及ぼすことと明らかなる法令の違背といふふうに改正案で改めましたのは、法令違背と判決との間の因果関係の可能性があるだけではいけな、いわゆる蓋然性のある場合に破棄の理由とするといふふうにより上告の理由をしぼつたわけでありまして、法令違反の全部にわたりましたしぼりをかけるといたしますならば、これは現行法と同じように、上告は判決に影響を及ぼすことと明らかなる法令の違背を理由とするときに限りこれをなすことを得と書けばいいわけでありまして、憲法の違背といふことを特に取上げて書く必要はないわけでありまして、改正案におきましては、憲法の違背につきましては、このしぼりをかけない現行法通りにしておくといふ意味におきまして、

て、法令違反の中の憲法違反の問題だけを別に書きわけて、前段に憲法違背をあげ、後段にはその他の法令違背の場合をあげたわけでありまして、

○佐竹(晴)委員 憲法違背の場合といへども、判決に影響を及ぼさない事項について上告が許さるべき性質のものではないことは、これは理の当然ではないかと思ひます。すなわち特に具体的事実がなくて、単に法の解釈だけを争つたために、裁判所へいきなり憲法の解釈について提訴をいたしましたも、受け付けぬことは、これはもう事実がこれを示してあります。いやしくも具体的な事件があつて、その具体的事件に對してなされた審判が、憲法に違背するときに於いてのみそれが上告理由とならざるを得ない。してみればその憲法の解釈に誤りがあつて、その具体的審判すなわち判決に影響を及ぼすことにおいてのみその問題が取上げられる、もし判決に影響を及ぼさない場合においても、憲法の解釈に誤りある場合に於いては具体的事件にまた判決の内容に影響しないでも、相關的にすべて上告の理由となることは、とうてい私はその上告の本来の精神にかんがみてこれをさうに解することはできないと思ひます。これにございしますが、これはいかでございませう。

○村上政府委員 判決に影響のない法令違背は上告の理由とならないといふことにつきましては、まったく同意見でございします。判決に影響のない法令違背を理由として原判決を破棄いたしまして、再び同じ判決が原審において繰返されるだけのことでありますから、何ら破棄する実益はないわけでありまして、少くとも判決に影響を及ぼす

可能性のある法令違背であつて初めて破棄する理由があるわけでありまして、その趣旨におきまして、現行法の三百九十四条におきましては、当然のことであるとして判決に影響を及ぼすべくあるいは及ぼす可能性のある法令の違背といふことを言つていないのであります。この改正案の三百九十四条の前段も同意見でございします。ここに判決に憲法の違背あることと申しますのは、判決に対する影響の有無を問はずといふ意味ではないわけでありまして、後段のその他の法令違背の場合には因果関係の可能性のある場合、蓋然性のある場合、すなわちこの法令違反がなかつた結果になつたであらうといふ場合に於いて原判決を破棄いたします。憲法の違背があつた場合には、蓋然性がなく因果関係の可能性があれば現行法と同じ趣意をとりうといふ趣旨でございします。

○佐竹(晴)委員 いやしくも憲法の解釈に誤りあるとき、しかもそれが判決に影響を及ぼすものであるときは、それは憲法の解釈を誤つて判決をするといふことは、判決に影響を及ぼすことと見て明らかなるものであらうか、すべてお認めになつた結果ではないかと私は思ひます。そうだといたしますならば、別にこの憲法の解釈に誤りあるとき、または判決に影響を及ぼすことと明らかなる法令に違背あるときと二つにいたしませんとも、すべて判決に影響を及ぼすことは明らかなる法令の違背で十分ではないであらうか、いやしくも憲法の解釈に誤りあるような判決があれば、それはその判決自体が根柢から認めらるべき筋合いのものではな

可能性のある法令違背であつて初めて破棄する理由があるわけでありまして、その趣旨におきまして、現行法の三百九十四条におきましては、当然のことであるとして判決に影響を及ぼすべくあるいは及ぼす可能性のある法令の違背といふことを言つていないのであります。この改正案の三百九十四条の前段も同意見でございします。ここに判決に憲法の違背あることと申しますのは、判決に対する影響の有無を問はずといふ意味ではないわけでありまして、後段のその他の法令違背の場合には因果関係の可能性のある場合、蓋然性のある場合、すなわちこの法令違反がなかつた結果になつたであらうといふ場合に於いて原判決を破棄いたします。憲法の違背があつた場合には、蓋然性がなく因果関係の可能性があれば現行法と同じ趣意をとりうといふ趣旨でございします。

い、憲法に違背するような判決の存在は許されない、憲法の解釈に誤りある判決は、判決に影響を及ぼすこと明らかなる法令の違背であると私は思うのであります。従つて後段だけで十分ではないかと思つてございしますが、いかがなものでございましょう。

○村上政府委員 憲法が特に重要な法律であることは申すまでもないのであります。この改正案の三百九十四条の前段で、憲法の違背あるときというのを上告理由としたしたのは、ただいまの佐竹委員の御意見のように、これを判決に影響を及ぼすこと明らかなる法令の違背という言葉の中に憲法違背を含めると、憲法違背があつて、それと原判決との間に因果関係の可能性がある、おそらく同じ判決が下されるであろうが、ことによると原判決と違つた結果になるかもしれないという場合には、原判決を破棄しないことになる、一般の法令の違背の場合には破棄しないのであります。憲法の違背につきましては、おそらくこの憲法解釈の誤りがなかつたならば、判決の結果が違つたであらうというばかりでなく、違つたともあり得るという場合まですべて原判決を破棄する理由としようというのが、この改正案趣旨でございします。

○佐竹(晴)委員 その点必ずしも了解し得ない点があるのであります。その程度にいたしまして、いま一つは判例違反の場合であります。その場合に判例違反の影響を及ぼすこと明らかなる法令違反の場合もありましようし、そうでない場合もありましよう。そこでこの両者をひつくるめて判決に影響を及ぼすこと明らかなる法令違背の一

本におまとめになつたようであります。が、判例違反の場合におきましては、大体において実際に具体的な事実が出て、それに対してその判決をする、そこで判例に違反のある範囲においては、判決に影響を及ぼすこと明らかなる法令の違背と一応認められることになりはしないだらうか。もしそうだといたしますと、判例違反の場合、判例のない単なる判決に影響を及ぼすこと明らかなる法令の違背の場合と二つ並べてここに明記いたしておく必要も、おのずから生れて来るのじやなからうかと思つてございしますが、いかがでございましょうか。

○村上政府委員 判例違反という言葉は法令違背という言葉と違つた意味を持つものではない、つまり法令違背の中には判例違反も当然含むものであるというところにつきましては、先ほどの御説明申し上げた通りであります。この改正案の三百九十四条におきましては判例違反の中にも、たとえば憲法に關する判例の違反は前段に入る、つまりその違背がなかつたならばあるいは原判決が違つた結果になつたかもしれない、そういう可能性があるという程度で原判決を破棄するのであります。憲法以外の判例に關する法令の違背につきましては、他の判例違背と區別する理由はないと考えまして、この通り規定いたしましたのであります。

○佐竹(晴)委員 納得いたしかねる点もありますが、その程度にいたしまして三百九十九条關係をお伺いしたいと存じます。特に第三号の關係であります。これは小委員会において大体これを全部削つたらよからうという意見にまよつておるようでありますか

ら、多くを申し上げることは差控えたと思ひますけれども、この際ひとつその根拠を明らかにいたしておくと同時に、法務當局といたしましての考え方でもやはりここに速記録に残しておきたいと考えます。

まず第三号の「上告が法令ノ違背ヲ理由トスルモノニ非ザルトキ」このときにおいては原裁判所は決定をもつて上告を却下することを要するところありますが、この「法令ノ違背ヲ理由トスルモノニ非ザルトキ」とかように簡単に、お考えのようでありますけれども、これはやはり判決の内容を十分に洞察して、はたして法令の違背を理由とするものであるか、理由とするものにあらざるものであるかといふようなことについて、突き進んで十分に判断をしなければならぬ要素を含んでおつて、一号のごとき単に上告が不適法にしてその欠缺が補正することができない、二号のごとき上告理由書を提出しないといふたようなそんな形式問題でなしに、この三号の法令違背を理由とするものにあらざるかといふのは、判決の内容に相当深く立ち入つて判断をしなければならぬ事項を含んでおるものと存じます。いかがでございましょうか。

○村上政府委員 三号の前段は原判決の法律判断を争うわけではないのであります。上告の理由として何を攻撃しておるか、その上告の理由としてあげられております事柄が、法令の違背でないという場合、たとえて申しますと貸金の支払いを命じた判決に対して上告いたします場合に、借りたことは間違ひはない、まだ返してないことも間違ひはない、しかし手元が苦しいから待つてもらいたいということをかりに

上告理由書に書いたといたします。これは原判決の法律解釈を攻撃しているのではなくて、法令違背以外のことを理由としておるのであります。先ほどの三百九十四条にもあります通りに、上告というものはいわゆる法律審でありまして、法律問題だけを取上げる建前になつておりますので、法令の違背を理由としていない上告というものは原審限りで却下してよろしいという考えであります。しかもそれがはたして法令の違背を理由とするものであるかどうか、若干の疑義があるというよりな場合には、そのまま最高裁判所に送りまして、最高裁判所で棄却することになるわけでありまして。その意味におきまして三百九十九条の改正規定の冒頭に「左ノ各号ニ該当スルコト明ナル場合」疑う余地のない場合ということをあげたわけでございます。

○佐竹(晴)委員 過日法務大臣がこの席で答えたところによると、上告が非常に多過ぎる、それで渋滞する、非常に停頓をする、それはいわゆる憲法違反でなくて——そのときには憲法違反という文字は用いてなかつたようであります。たとえばその趣旨は、憲法違反でなくても憲法違反に名をかりておる。法令違反でなくても法令違反に名をかりて上告をする者が多い。それから、この間も私ははつきりいたした覚えが、それが大部分のように言われた、七割も八割もそれが占めておるのじやないかという感じを持つような御答弁であつたと記憶いたします。私は「法令ノ違背ヲ理由トスルモノニ非ザルトキ」と書いてあるけれども、実は法令違背の名のもとに、事實は証拠力を争う、あるいは証拠力を争うことに

よつて事實の認定を争う、それでこの上告は、表面はなるほど法律違背をうたつておるけれども、實際言わんと欲するところのものは事實の認定を争つておるのだ、それはきわめて明白なんだというふうに認められますならば、いかに表面法律違背を主張いたしましても、それは名のみである、名をかりてするものである、だから法律違背にあらざるかであるというふうに認定されまうと、一べんに最初の裁判所においてすぐに却下されてしまふおそれがあると思ひますが、いかがでございましょうか。

○村上政府委員 事實の認定を争ひます場合でも、原審における事實の認定が、証拠法則に違反してある、あるいは経験法則に違反してあるという場合には、これは法令違背の主張となるわけでありまして。そうでなくて単に原審の認定した事實は間違つておるといふことだけを理由としており、事實確定の手續における違法を主張しておるものではない場合、こういう場合が前段に當るわけでありまして。

○佐竹(晴)委員 私は非常に苦い経験を持つておるのであります。民訴の關係において私はちやうど適切な例にあつたのであります。手元にあると思つてこの間探してみましたが、全部国元の事務所の方にその書類を送つてしまつて手元にございませぬために、その判例番号、事實關係の内容等をここに持つて参りますことができませんので、はなはだ残念であります。一つここに頭に浮びますものは、刑事訴訟法の適用關係についても、また同様に解釈し得る問題でありまして、その点ここに例を引いて申し上げま

す、私が刑事訴訟法の四百五条に基いて判例違反を主張いたしました。たとえ検事の認拠に関する冒頭陳述なんかを一切欠陥いたしました事件があらまして、これには幾多の判例がございます。従つて、四百五条の二号、三号、特に三号の高等裁判所の判例にたくさんあるのであります。そこで私は判例違反なりと主張いたしました。すると最高裁判所は、それは判例違反に名をかるころの法令違反の主張である。これは判例違反を御主張になつておるけれども、その内容とするところは法令違反についておるのだ。従つてこの四百五条に判例違反の場合には上告することができるとあるけれども、しかし法令違反の場合については、一般的に四百五条に基いて上告する理由となつていない。従つてこれは上告を許される事項中に入らぬといつて、もう三下り半でこれを却下した。これはほとんど臆駭版で刷つてやつておるようです。これは判例違反に名をかるころの法令違反を主張するものである。名はなるほど判例をあげておる。何年何月何日、判決第何号、何裁判所の第何号判決とあげておる。なるほどそれにちやうど当る判決はあるけれども、ほんとうにその人の言わんと欲するところのものは法令違反だ。だからこれは判例違反でないと言つて、頭からいきなり却下する。もし裁判所にそういうたような観念がありましても、今度は法令違反を主張いたしました。その法令違反、たとえば証拠法の認定について、これは証拠法の法則を誤つておる、あるいは経験法則を誤つておるといつたようなことで、われ／＼が今度は法令違反を

極力主張するといたします。するとこれはなるほど書いてあるところ、言わんと欲するところは、証拠力、経験法則のごとくおつしやつておるけれども、それは証拠力を争ひ、経験法則を争ふことに名をかりするところの事実認定にあるのです。その人の目標は事実認定にあるのです。すなわち上告の理由にならぬ、こんなことを言つて活版刷りで、どん／＼原裁判所が却下せられた日には、これはもうどうにもなりません。私はそういうおそれが必ずあると思ふ。現に刑事訴訟法においてもまた民事訴訟法の関係についても、私は苦い経験なめておる。名をかりてなす判決を法務大臣みずからやつてゐるのです。上告の大部分は、いろいろな名に藉口するところの裁判が、それがために多くなつてゐるのだ。という。もう頭がそうなつてゐるのですから、私も私がそれらを理由としたしまして上告をいたしますと、活版刷りでいきなり原裁判所が——ことに元の裁判所でございますから、おれの判決についてどう争つて来ているのだから、これはほんとうに法令違反だといふことできくつはつけてゐるのだけれども、ほんとうの言わんとするところは、事実認定を争つてゐるのだ。ということは、原裁判所においてはきわめて明白です。それはそういう人の頭から見ればきわめて明白なりとして、それを却下されたときに、救済の方法がないと思ひますが、そういう場合でも、救済方法が他にないのでございましょうか。

○村上政府委員 ただいま御引用になりました刑事判決の例につきましても、私刑事の方は専門といたしておりませんし、具体的事案を存じませんので的確にお答えをいたしかねるのであります。法律に規定してあります手続を履踐しなかつたという主張でありましますならば、その点に関する判例の有无を問はず法令の違背を主張するものであります。ただそれが重要な事項であるかどうか、判例と違ひ解釈をどうした場合に初めて四百五条の二号、三号が適用されるのであります。前の判例と違ひ解釈をとらない場合におきましては、重要な事項を含むと認められたものだけが取上げられるという建前であらうと思ふのであります。この民事訴訟法の改正案におきましては、この重要な云々という、必ずしも明確でない裁判所の判断によつて重要と認められあるいは重要と認められないというふうな、さういふ言葉を使うことを避けたわけでありまします。民事訴訟法の特例法におきましても、重要な主張を含むかどうかというこの判断を決するものはもつぱら裁判所がいたすわけでありまします。当事者におきましては重要と考へて上告したものが、裁判所として重要でないといふことで取上げられなかつたという例は幾つかあるであらうといふことは考えられるのであります。この改正案におきましてはその特例法のような重要なならざるものは取上げないというとり方をしたいわけでありまします。

○佐竹(晴)委員 まだ理解しかねますけれども、その点はその点といたしましてその次の「判決ニ影響ヲ及ボサザルコト明ナル法令ノ違背」とあるその判決に影響を及ぼさないことが明らかにな法令違背なりやいなやといふことそれ自身がきわめてむずかしい判断を要することであると思ひますが、いかがでございましょうか。

○村上政府委員 法令違反と判決に対する影響いかにんといふことの判断は、むずかしい場合がかなり多いのであります。なるほど法令解釈に誤りがあつて、判決の結果が違つたであらうかどうかという因果関係につきましてはむずかしい場合もあると思ひますが、ここに「判決ニ影響ヲ及ボサザルコト明ナル法令ノ違背」と書いてありますのは、たといこの法令の違背があつたとしても、判決に影響を及ぼさない、つまり上告人の主張するような法令の解釈をとつたといつたとしても、判決の結果がかわつて来ないことが明白な場合があるのであります。たとえて申しますと、昨日も例に上げたのであります。判決言ひ渡しは口頭弁論終結の日から二週間以内になければならぬという規定がございまして、言い渡しはそれよりも遅れたというふうな場合、これは規定の違反でありまして、たとこれを取消すとしても、同じ判決が繰返さされるにすぎないのであります。つまり判決に影響を及ぼす因果関係の可能性がないことがきわめて明白であるといふことになるわけでありまして、そういう場合だけをこの三号の後段において原審延で却下する、こういう改正案をいたしましたのであります。

○佐竹(晴)委員 そういふような御解釈をなさることそれ自体が問題です。こゝういふ条文を設けておきましたならば、今村上局長がお考えになつたようにな、きわめて形式的な場合のみを意味するものとする場合もありましようし、そうしてボーダーライン・ケースの非常にむずかしい、実際具体的には

んとうに衆知をしほつて判断をしなれば、これがはたして判決に影響を及ぼすものであるか、及ぼさないものであるかそれすらわからぬ、きわめて微妙なるものもたくさんあつて、一部の人はそれは明らかなる法令の違背であると考え、一部の人はそれは明らかでない、議論があると考える人もありましよう。そういうたようなときに、そういう事項は上告裁判所がなすべきものであつて、元の判決を元の判事に持つて行くと、それは判決に影響を及ぼさざることはきわめて明白である、これを軽く片づけて上告を却下してしまつたこともある。それを却下しないで上告裁判所に持つて行くと、上告裁判所はこれはそんなにあつさり考へるべきことではない、もつと判断をしなればならぬといふ場合もたくさんにあり得るのです。そういうたことを元の裁判所がきわめて明らかなりと軽く信じて、どん／＼却下されてしまつたときはたいへんであつて、あと救済の道がないと思ひます。もし今村上局長のおつしやるごとく、きわめて形式的な問題のみであるといひますならば、そのことをもつとこの明文の上に明らかにいたしておく必要があると思ひます。この三号をそのままここに置いておいたならば、たいへんに危険である。小委員会がこれを全部削除しようといひますことは、けだし当然のことではないかと思ふのであります。この際大臣がちやうどお見えになつておりますので一言ただしておきたいのであります。上告制度の改廃の問題について過日お尋ねをいたしましたことが、十分の御答弁を承ることができなかつたのであります。その後相当の日

数も経ておることごさいますし、十分御研究もなさったことと思ひます。ことにこの民訴の改廃と民事特例法の廃止に伴う一体どうしなければならぬかというについては、法務大臣は責任を持つていろ／＼と御考察願つたことと思ひますが、もし特例法等が廃止されましたときに、これにかわるべき上告制度の改廃といつたようなことを一体どう取扱いお考えであるか、また法務大臣が責任を持つてその改廃をこの際法文化して国会に提出するだけの用意があるかどうか。またたとえ特例法を一年くらい延ばしてもらつたらなどというのをよくおつしやつておつたのでありますが、一年なら一年くらい余裕があるならば、そういつたような改廃が完全にできるものという自信があるでございましょうか、それらの点について法務大臣の御意向を承つておきたいと存じます。

加藤法務大臣におかれましては、ひとつこの点十分に御考察を願ひまして、この上告制度の根本的改廃と事件の輻湊することと善処できる適當の措置を講ぜられんことを切望いたしまして、本日の質問はこの程度で打ち切ります。

○小林委員長 高橋順一君。
○高橋順一委員 法務大臣に二、三質問をいたしたいと思ひます。ただいまの佐竹委員の質問にも若干関連をいたすわけでありますが、法務大臣も御存じのように、最高裁判所においては、昭和二十八年末の未済事件が五千数百件あるわけですが、これだけお聞きになつてもお聞きになるはずだと思ひます。最高裁判所に五千数百件の未済事件があつても、何ら特別心配することはない、平氣だというよりなことではいかぬと思ひますが、法務大臣に特に注意していただきたいのは、今度の民事訴訟法の改正案が出ましたが、それは御存じのように上告事件に関する特例法が失効するので、それが失効して民事訴訟法がそのまゝでは、これこそまた事件が最高裁判所に殺到して、さらに未済事件が増加する心配があるわけで、これを何とかしなければならぬというところが、この民事訴訟法の改正案の大きなねらいであると思ひます。しかし政府が提出された原案は、なか／＼通過する見込みがないのです。そこで私どもはこれに若干修正を加えてでも、これらの要請にこたえなければならぬと考へておるわけですが、けれども、しかしそれでも相当事件が多くなるのじやないかと私は思ひます。だからこのままでは国民の権利を守らなければならぬ立場にある裁判所として、ほんとうにその職責を尽し得ない

といふことになるわけですが、そこで法務大臣はこの最高裁判所の機構についてお考えにならないければならぬ、責任を持つてこれを解決しなければならぬといふことは、佐竹委員も指摘された通りであります。ところが先ほどの御答弁を伺いますと、どうも法制審議会に諮問しておるのだけれども、その結論がなか／＼得られない、それを待つておる、こういうふうな御意見のようであります。そんなことじやとつても法務大臣の責任を果すゆゑではないと思ひます。法制審議会の機構も今のまゝにしておいて、今日までの経過はよくお聞きになつておると思ひますが、なかなか結論が出ないし、出る見込みがおそろくおありにならないのじやないかと思ひます。結論がいつ出るかわからないものを、法制審議会の機構についても考へない、その構成の委員等についても問題も考へないで、ただ手をこまねいて、見込みのない法制審議会の結論の出るのを待つておるというのでは、とてもわれ／＼黙つておれないといふ氣持がいたすのであります。そこでまず法制審議会の問題ですが、今のまゝではとにかく結論が出る見込みがない。ところが法務大臣としては法制審議会の意見を徴されて、その結論を得てからというお氣持のあることもこれは當然のことだと思ひます。それは結論が得られるように法制審議会といふものをこういふふうにしよ、たとえは今の委員の構成等を見ますと、最高裁判所の裁判官なり、あるいは学界の人なり、あるいはまたこういう前歴を持つた方々が多数おられますが、私の感じますことは、どうも庶民

といひますか、国民の立場に立つて、それを代表するといふような意見が、この法制審議会において十分取り入れられないような構成じやないかと思ひます。もちろん在野法曹等も若干おられますけれども、全体の数からいまして、国民の意思がそこに十分取り入れらるべき構成になつておらないように思ひます。法務大臣はお医者さんの経験がありますから申しますが、一体こういうものは法律をつくること、あるいはまた機構を考へますときには病人本位でやらなければいかぬと思ひます。法務大臣は病人をお取扱いになつても、お医者本位でやつたらとても病人は満足するものではない。病人本位でやらなければならぬ。法律をつくり、機構を考へるときには、国民本位でやらなければならぬ。裁判所は裁判所本位、法務省は法務省本位にやつておつたのでは解決がつかない。だから法制審議会にもつと在野法曹なりあるいは庶民意識をもつとそこに取入れらるべき一般有識者といふものを入れなければ解決がつかないのじやないか。裁判所は裁判所の立場、法務省は法務省の立場、学者は学問的な立場だけ考へて、ほんとうに国民の立場を考へる人が少いといふところにこの結論が出ないのじやないかと考へるのですが、こういうことについて法務大臣はどうお考へになるか。すなわち法制審議会をこのまゝにしておいたのでは、重大な最高裁判所の機構問題を解決する結論はともに出ないが、自分はいさゝしやうといふお考へがあれば、それをこの際同つておきたいと思ひます。

○加藤法務大臣 法制審議会が最高裁判所の機構の問題について検討を始め

○加藤法務大臣 ただいま佐竹君の御質疑は、最高裁判所の機構改革の問題であらうと思ひますが、ただいまこの民事上告特例法を一年延ばしましたところで、その間に法制審議会において最高裁判所の機構問題について結論がつくという見込みがありませんもので、それから、それで今回民事訴訟法の一部を改正する法律案及び裁判所法の一部を改正する法律案を提出いたしました。最高裁判所の本来の使命と申しましたか、ただいままで御質疑がありました憲法解釈の問題あるいは判例抵触の問題、また法令違反を名として上告をする事件も多うございしますがゆゑに、最高裁判所の仕事があまりに多くて、本来の使命に没頭することが困難であらうと思ひますから、こういう法律案を提出いたしました次第でございします。これで法制審議会の結論を得るのを待つておる次第でございします。

○佐竹(晴)委員 一年延ばしたとて、法制審議会の答申もこんな状態であり、かつ法務省といつたにしても、この問題を完全に改革するだけの腹構えもないやうであります。それならばそれなりに私どもも考へなければならぬと存じます。事件があつて裁判所ができておるのであつて、事件が輻湊するので裁判所の機構をどうしようしなければならぬと考へるがごときは、本末転倒もはなはだしと思ひます。事件が起れば、これをさばく裁判所が必要であります。事件がふえれば、裁判所の機構もふやして行かなければならぬのは当然であります。ところが事件が停滞したから、そこでその法律を何とかしてつて既存の裁判機構の中で何とかやつて行けるやうに考へることは、本末転倒もはなはだしと存じます。本末転倒もはなはだしと存じます。従ひましてこの際事件がどん／＼ふえるならば、なえることに對処して適當な制度をお考へにならなければならぬとせん。法制審議会が十分に成案を得ないといふことならば、法制審議会頼むに足らず、法務省独自のお考へで何かお考へを願わなければならぬと同時に、法制審議会のただいまのメンバーではどうして成案を得ないといふことでありましたならば、そのメンバーを全部とりかえておやりになつてみてはどうであるか。ともかく法制審議会の答申が十分にここに得られる見通しが立たないといふやうな、それだけでもつてこの問題を放任しておかざるべき筋合いのものではないと思ひますから、

といひますか、国民の立場に立つて、それを代表するといふような意見が、この法制審議会において十分取り入れられないような構成じやないかと思ひます。もちろん在野法曹等も若干おられますけれども、全体の数からいまして、国民の意思がそこに十分取り入れらるべき構成になつておらないように思ひます。法務大臣はお医者さんの経験がありますから申しますが、一体こういうものは法律をつくること、あるいはまた機構を考へますときには病人本位でやらなければいかぬと思ひます。法務大臣は病人をお取扱いになつても、お医者本位でやつたらとても病人は満足するものではない。病人本位でやらなければならぬ。法律をつくり、機構を考へるときには、国民本位でやらなければならぬ。裁判所は裁判所本位、法務省は法務省本位にやつておつたのでは解決がつかない。だから法制審議会にもつと在野法曹なりあるいは庶民意識をもつとそこに取入れらるべき一般有識者といふものを入れなければ解決がつかないのじやないか。裁判所は裁判所の立場、法務省は法務省の立場、学者は学問的な立場だけ考へて、ほんとうに国民の立場を考へる人が少いといふところにこの結論が出ないのじやないかと考へるのですが、こういうことについて法務大臣はどうお考へになるか。すなわち法制審議会をこのまゝにしておいたのでは、重大な最高裁判所の機構問題を解決する結論はともに出ないが、自分はいさゝしやうといふお考へがあれば、それをこの際同つておきたいと思ひます。

○加藤法務大臣 法制審議会が最高裁判所の機構の問題について検討を始め

○加藤法務大臣 法制審議会が最高裁判所の機構の問題について検討を始め

ましてから、相当の年月を過ぎておることは御承知の通りであります。この委員の諸君はこれまたそれ／＼一流の諸君が出席されて鋭意審議に當つておられることは事実であります。政府といたしましては、ただ漫然手をこまねいてその答申を待つておるといふような無責任の態度はいたしておられないのであります。今までもいろいろ／＼できるだけの協力をいたしておりますが、今後一層運営の方面も検討いたしまして適當な結論の出るようになしたい、こう思つております。もちろんこの問題は最高裁判所における本来の使命の能率を高めるのが目的でありまして、すなわちただいま仰せられる国民の権利を守るがためにそういう機構も完全なものにいたしたいと思つておりますが、先刻来申し上げ、かつまた政府委員より申し上げましたが、意見がいろいろ対立しておるような点もあるものであります。今後委員諸君の御努力を願うようにわれ／＼としても最善の努力をいたしたいと存じておる次第でございます。

○高橋（順）委員 今の御答弁はまつたくおざなりで、私も聞かなくてもよくわかつておる。それではこの点をお尋ねいたしましう。今おつしやつたような熱意を持つて現在のままの法制審議会で最高裁判所の機構問題を研究されて、その答申はいつごろ得られる見込みがあるか。その点をお伺いいたしたい。いつまでという見込みもないのにこのままの状態に置いたのでは、未済事件はどん／＼ふえて参ります。国民こそいい迷惑です。いつごろその見込みが立つのか、あるいはいつごろには

ぜひこうしたいという熱意があらになるか。その点を伺います。

○加藤（國）大臣 ただいまここでいつごろというのをはつきり申し上げることはできませんけれども、わが衆議院の法務委員会においてかような熱烈なる希望がある、要求があるというところも申し伝えまして、委員諸君の良識に訴えてできるだけすみやかな機会に結論を得るよう努力いたしたいと思つております。まことに抽象的でおざなりというおしかりを受けますけれども、それ以上は申上げかねるのでござい

ます。○高橋（順）委員 これは私は法務大臣が私の質問に対して一応答弁をしたんだという形をとつていただくよりも、これはたいへんな問題だから、さつ／＼研究にとりかかつて——私は法務大臣がこれをどうしようという御意見があるとは実は思つていないのです。だから自分ではさういうむずかしい問題について今十分研究してないから、さつ／＼研究してひとつその方法等を考へて、これは国会で明らかにするから、しかもそれはおよそいつごろまでにこうしようという具体的な真剣な考えがあらにあればと思つて、それを期待して実はお尋ねをいたしたわけでありまして。時間もございせんからあまり長くもお尋ねいたしません。法制審議会でほんとうに国民の立場に立つて、法律なり制度なりを考へるというようなたちを十分構成員の中に入れて行くべきものじやないかと私は思ふのです。そうしませんと、熱心に鞭撻すればするだけ、このままですとすれば、案外議論は沸騰して解決はつかなくなる危険があるの

です。それらの点を十分お考え願ひたい。

それから最高裁判所の機構改革といふことは、もう相当前から論議されてゐるのに、いまだ解決がつかない。今法務大臣の御答弁を伺ひても、いつごろなることやらさつ／＼見当がつかぬという状態ですから、われ／＼、すなわち国会においては、国会の責任においてこれを解決しなければ、どうも解決の見込みがないのじやないかとさへ考へておる。さつ／＼小委員会でもつくつて、この審議にとりかかつて行きたい、こういう気持を持つておるわけ

です。これは国民に対する努めだと痛感いたしておるわけでありまして、国会がさういふ態度をとりますときに法務大臣は国会のこの大事業に対して協力をされなければならぬと思ふのです。がさういふ場合にはどういふふうにして協力しようというふうなお考えでもあればそれを伺ひたい。法務大臣の御答弁を伺つた後、最高裁判所の事務総長もお見えになつておりますから、また最高裁判所としてはさういふふうにして、すなわち法務省あるいは最高裁判所等、国会でこの事業をやろうとする場合には、さういふふうな方法でもつて協力をして行こうというふうな考えがあらにになるのかならぬのか、それをお伺ひしたい。

○加藤（國）大臣 私の御答弁がいかにも抽象的、この場をのがれればいいというふうな御感想を与へたことはまことに遺憾と存するのであります。おざなりの答弁はいたしておりません。最善の努力をいたしたいと存じます。ことに最高機関の衆議院の法務委員会においてかような熱意があり、か

ような鞭撻のお言葉があつたということに關しましては、審議場に私よりその御努力を願ひ次第でございます。次にこの法務委員会において、さういふことをやつたら政府はどう考へるかという御質問であつたのでありますが、法務委員会において、練達雄能の諸君が結論を得られますれば、まことに幸いでございまして、政府といたしましては、できるだけ資料その他において御協力できる最善の御協力をいたしまして、その結論を見た上に、さらに政府として考へてみたいと思ひます。これもおざなりに言うわけではございせんから、御了承をお願いいたします。

○五尾（上）最高裁判所説明員 ただいま高橋委員から御質問がありまして、當法務委員会が、最高裁判所の機構についてかように熱心に御考慮をいたしたくということは、われ／＼最高裁判所に職を奉ずる者としてまことに感激にたえないのであります。申すまでもなく新憲法は、司法制度に關して非常な大きな改革を加へまして、新しい最高裁判所、新しい司法制度というものにかなり切りかえられておるのであります。かようなために、それにマツチする訴訟というふうなものをも持つて行くかというところは、最高裁判所自体としても非常に重大な問題でありまして、私もその問題に、内部的には事件の処置方法その他について法律の許す範囲において国民の権利の擁護という立場からいろいろ考へておるのでありますが、何分機構の改革という大きな問題になりますと、このことは政府あるいは国会でなさることであります。當委員

会においてかようなことをお取上げになるといふ場合においては、私どもの内部にありまるところのあらゆる資料、その他比較的にいろいろ／＼研究しましたことは、御要求に応じていつでも提出いたし、ぜひともこの憲法の理念とするような最高裁判所の機構が一日も早くできることを切望いたしておるような次第でございます。

○小林（委員） 他に御質疑はございせんか。——他に御質疑がなければ以上三案に対する質疑はこれをもつて終局いたしました。

○小林（委員） 三案に対する修正案が自由党、改進黨、左右両派社会党共同にて提出されております。それ／＼その修正の説明を聴取することといたします。林信雄君。

裁判所法の一部を改正する法律案に対する修正案
裁判所法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
第三十三條の改正規定中「二十万円」を「十万円」に改める。

民事訴訟法等の一部を改正する法律案に対する修正案
民事訴訟法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
第一條の一部を次のように修正する。

第二十二條第二項の改正規定中「二十万円」を「十万円」に改める。
第二百四十四條第二項、第二百四十三條から第二百四十五條まで、第二百四十七條、第二百四十八條、第二百四十九條、第二百五十一條第四項、第二百八十九條、第二百九十一條、第二百九十二條、第二百九十

三条、第九百九十四條第二項、第二百二條第二項、第二百四條第二項、第二百五十條、第二百五十五條、第二百九十二條、第三百四十條、第三百四十一條、第三百五十八條ノ二、第三百五十九條、第三百八十三條第二項及び第三百九十一條の改正規定に關する部分を次のように改める。

第十六條の改正規定中「二十萬圓を十萬圓」に、「二十萬圓」を「十萬圓」に、「三十萬圓」を「二十萬圓」に、「六十萬圓」を「五十萬圓」に、「百二十萬圓」を「百圓」に改める。

○小林委員長 起立議員。よつて修正案は可決すべきものと決しました。

○小林委員長 起立議員。よつて修正案は可決すべきものと決しました。

第四百九條の改正規定に關する部分を削る。

○林(信)委員 その修正案は、先刻私より当委員会に報告いたしました小委員会の修正案そのまゝなのであります。従いましてその修正案の内容は、その御報告以前に印刷物といたしましたので、委員長初め委員各位に配付をしておりました。関係から、その内容及び理由につきましても、これを省略いたしたいと存じます。理由も先刻御報告の際に若干加えております。それ以上必要はないかと存じます。これを修正案の内容と御存じを願ひたいのであります。

○小林委員長 起立議員。よつて修正案は可決すべきものと決しました。

○小林委員長 起立議員。よつて修正案は可決すべきものと決しました。

第六百七十七條の改正規定を削る。

○小林委員長 起立議員。よつて修正案は可決すべきものと決しました。

○小林委員長 起立議員。よつて修正案は可決すべきものと決しました。

○小林委員長 起立議員。よつて修正案は可決すべきものと決しました。

第十條、第十七條及び第十八條の改正規定に關する部分を削る。

○小林委員長 起立議員。よつて修正案は可決すべきものと決しました。

○小林委員長 起立議員。よつて修正案は可決すべきものと決しました。

○小林委員長 起立議員。よつて修正案は可決すべきものと決しました。

附則第十一項を削る。

○小林委員長 起立議員。よつて修正案は可決すべきものと決しました。

○小林委員長 起立議員。よつて修正案は可決すべきものと決しました。

○小林委員長 起立議員。よつて修正案は可決すべきものと決しました。

民事訴訟用印紙法等の一部を改正する法律案に対する修正案

○小林委員長 起立議員。よつて修正案は可決すべきものと決しました。

○小林委員長 起立議員。よつて修正案は可決すべきものと決しました。

○小林委員長 起立議員。よつて修正案は可決すべきものと決しました。

民事訴訟用印紙法等の一部を改正する法律案の一部を修正する

○小林委員長 起立議員。よつて修正案は可決すべきものと決しました。

○小林委員長 起立議員。よつて修正案は可決すべきものと決しました。

○小林委員長 起立議員。よつて修正案は可決すべきものと決しました。

第一条の一部を次のように修正する

○小林委員長 起立議員。よつて修正案は可決すべきものと決しました。

○小林委員長 起立議員。よつて修正案は可決すべきものと決しました。

○小林委員長 起立議員。よつて修正案は可決すべきものと決しました。

第六條ノ二の改正規定中「二十萬圓」を「十萬圓」に、「三十萬圓」を「二十萬圓」に、「六十萬圓」を「三十萬圓」に改める。

○小林委員長 起立議員。よつて修正案は可決すべきものと決しました。

○小林委員長 起立議員。よつて修正案は可決すべきものと決しました。

○小林委員長 起立議員。よつて修正案は可決すべきものと決しました。

第六條ノ三の改正規定中「三十萬圓」を「十萬圓」に、「六十萬圓」を「五十萬圓」に、「百二十萬圓」を「百圓」に改める。

○小林委員長 起立議員。よつて修正案は可決すべきものと決しました。

○小林委員長 起立議員。よつて修正案は可決すべきものと決しました。

○小林委員長 起立議員。よつて修正案は可決すべきものと決しました。

第十條の改正規定中「二十萬圓」を「十萬圓」に、「三十萬圓」を「二十萬圓」に、「六十萬圓」を「三十萬圓」に改める。

○小林委員長 起立議員。よつて修正案は可決すべきものと決しました。

○小林委員長 起立議員。よつて修正案は可決すべきものと決しました。

○小林委員長 起立議員。よつて修正案は可決すべきものと決しました。

「三十萬圓」を「二十萬圓」に改める。

○小林委員長 起立議員。よつて修正案は可決すべきものと決しました。

○小林委員長 起立議員。よつて修正案は可決すべきものと決しました。

○小林委員長 起立議員。よつて修正案は可決すべきものと決しました。

「二十萬圓」を「十萬圓」に改める。

○小林委員長 起立議員。よつて修正案は可決すべきものと決しました。

○小林委員長 起立議員。よつて修正案は可決すべきものと決しました。

○小林委員長 起立議員。よつて修正案は可決すべきものと決しました。

「十萬圓」を「十萬圓」に改める。

○小林委員長 起立議員。よつて修正案は可決すべきものと決しました。

○小林委員長 起立議員。よつて修正案は可決すべきものと決しました。

○小林委員長 起立議員。よつて修正案は可決すべきものと決しました。

昭和二十九年五月二十日印刷

昭和二十九年五月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局